

## 一般会計等財務書類における注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時における有形固定資産等の評価は次のとおりです。

##### (ア) 昭和 59 年以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### (イ) 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明のもの・・・・・・・・再調達価額

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

#### (2) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6 年～50 年

工作物 10 年～60 年

物品 2 年～20 年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### (3) 有価証券等の評価基準及び評価方法

##### ① 市場価格があるものについては、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。

##### ② 市場価格がないものについては、出資金額をもって貸借対照表価額としております。

ただし、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

##### ③ 市場価格がないもののうち連結対象団体及び会計に対するものについては、実質価額が著しく低下している場合には、実質価額と取得価額との差額を両者の差額が生じた会計年度の臨時損益として計上し、両者の差額を貸借対照表の投資損失引当金に計上しております。なお、実質価額が出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著し

く低下したとき」に該当するものとしております。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しております。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち遠野市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（資金管理及び資金運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）を資金の範囲としております。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでおります。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

② 物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しておりますが、50万円以下であっても重要と判断したものについては資産として計上しております。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じております。

2 重要な会計方針の変更

該当する事項はありません。

### 3 重要な後発事象

該当する事項はありません。

### 4 偶発債務

#### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
遠野ふるさと公社	-千円	7,326千円	814千円	8,140千円
計	-千円	7,326千円	814千円	8,140千円

### 5 追加情報

#### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

##### ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

ケーブルテレビ事業特別会計

##### ② 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

##### ③ 財務書類の表示金額単位

記載金額は千円単位で表示しています。千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

##### ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 -%

連結実質赤字比率 -%

実質公債費比率 11.1%

将来負担比率 57.2%

##### ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 41,843千円

##### ⑥ 過年度修正等に関する事項

過年度の計上に誤りがあったため、本年度において修正を行っています。

この修正により、本年度の貸借対照表において固定資産のその他（投資及び出資金）が320千円増加、長期貸付金が5,248千円減少しており、純資産変動計算書において無償所管換等と同額計上されています。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳

売却可能資産はありません。

② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	10,585,843 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,728,616 千円
将来負担額	24,976,720 千円
充当可能基金額	4,052,007 千円
特定財源見込額	297,924 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	15,552,977 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上していません。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く）	4,071,893 千円
投資活動収支（基金積立支出及び基金取崩収入を除く）	△1,526,661 千円
基礎的財政収支	2,545,232 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	21,001,721 千円	19,913,828 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	484,218 千円	469,696 千円
繰越金に伴う差額	△621,812 千円	—
歳計剰余金処分	—	440,000 千円
内部取引相殺消去による差額	△59,617 千円	△59,617 千円
資金収支計算書	20,804,510 千円	20,763,906 千円

歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（ケーブルテレビ事業特別会計）の分だけ相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、

その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	4,001,113	千円
投資活動収入の国県等補助金収入	465,385	千円
減価償却費	△3,119,950	千円
賞与等引当金繰入額	△6,964	千円
退職手当引当金繰入額	56,997	千円
徴収不納引当金繰入額	△4,365	千円
資産除却損	△17,544	千円
投資損失引当金繰入額	-	千円
資産売却益	30,706	千円
未収債権の増加	2,893	千円
その他流動資産の減少	△68,342	千円
純資産変動計算書の本年度差額	1,339,928	千円

④ 重要な非資金取引

該当する事項はありません。